

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（案） に対する意見募集の実施結果

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（案）に対する意見募集を実施したところ、3件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

意見提出期間	令和5年9月29日～令和5年10月29日
意見件数	3人 3件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
1	<p>少量の可燃ごみを清掃センターに搬入している事業所があります。</p> <p>事業系一般廃棄物を市が収集できないことは理解していますが、老夫婦に対して、頻繁に調理くずや残飯などを清掃センターまで直接搬入をさせることは酷であります。</p> <p>例えば、八王子市で実施しているような「少量排出事業系ごみ収集制度（登録制）」を久喜市独自にアレンジし、小規模事業者に対する負担軽減となるよう、検討してください。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の廃棄物行政の参考にさせていただきます。</p>	原案どおり
2	<p>事業者（企業等）についての記述がない。</p> <p>私が勤務していた企業（新宿区、豊島区）は東京都の指導が厳しく、燃えるゴミは僅かで再生紙として資源回収ゴミに回る分が非常に多かった。家庭から排出されるごみは量的には少ないと思うが、事業者に対する条文が欲しいし、その方が効果は大きくなると予想される。</p>	<p>事業者については、第5条において事業者の責務、第12条において事業者による廃棄物の減量、第13条において適正包装等、第14条において多量排出事業者の義務等を規定しております。</p> <p>これらの条文には、事業者が排出する一般廃棄物について、発生を抑制し、再利用を促進すること等により、減量に努めることに加え、製造等の事業活動に伴い、後に廃棄物となるおそれのあるものについて必要な措置を講じるよう努めること、さらには、多量に一般廃棄物を排出する事業者には減量計画等の提出を義務付けることが規定されております。</p> <p>市といたしましては、各事業者の責任の範疇に含まれる一般廃棄物又は廃棄物となるおそれのあるものについて、上述の規定</p>	原案どおり

		<p>により各事業者が自ら積極的に策を講じ、減量化に取り組むことを推進していく考えであります。</p> <p>また、一般廃棄物の適正な処理を実施しない事業者や多量に一般廃棄物を排出する事業者で減量化施策を講じない事業者については、当該事案を改善するよう第15条の規定により指導、勧告を実施してまいりたいと考えております。</p>	
3	<p>公園に落ち葉やむしった草（水分を多く含むため燃やしにくい）を入れられる堆肥作り場を置いて処理するゴミを減らす。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の廃棄物行政の参考にさせていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>

【問い合わせ】

資源循環推進課 計画推進係

電話 0480-85-1111 内線 353

shigenjunkan@city.kuki.lg.jp